

## 相続手続に欠かせない公的機関等への照会 ～遺言書の検索～ その1

今回から「相続手続に欠かせない公的機関等への照会」をシリーズで解説します。第一回目は、遺言書の検索について解説します。

相続手続きに当たって遺言書が残されていないか確認は欠かせません。なぜなら、遺言については、遺言者の死亡によってその効力が発生し、遺言者の最終意思を尊重するという遺言制度の趣旨から、「遺言は法定相続に優先する」とされているからです。

遺産分割協議成立後に遺言書が発見され、分割協議が無効とされた判例（最高裁判決：平成5年12月16日）では、遺産分割に参加した相続人が自己に極めて有利な遺言書の存在をまったく知らず、もし遺言の内容を知っていたら遺産分割の合意をしなかったであろうといえるときには、遺産分割に要素の錯誤（民法95）ありとして、遺産分割協議が無効とされています。

### 1. 公正証書遺言の検索

平成元年（東京都内は昭和56年）以降に作成された公正証書遺言であれば、日本公証人連合会において、全国的に、公正証書遺言を作成した公証役場名、公証人名、遺言者名、作成年月日等をコンピューターで管理していますから、最寄りの公証人役場でその作成の有無をすぐに確認することができます。

なお、秘密保持のため、相続人等利害関係人のみが公証役場の公証人を通じて照会を依頼することができることになっていますので、亡くなった方が死亡したという事実の記載があり、かつ、亡くなった方との利害関係を証明できる記載のある戸籍謄本と、自身の身分を証明するもの（運転免許証等）を持参し、最寄りの公証役場に相談してください。

また、遺言の存否の照会は、全国どこの公証役場からでも請求できますが、公正証書遺言の閲覧・謄本請求はその遺言を作成した公証役場にしなければなりません。

※ 公証人役場で保存する原本等が滅失や著しく毀損するなどして公正証書遺言の復元が困難になった場合に備え、平成26年4月1日からすべての公証人役場で、その原本を電磁的に記録（暗号化）して別途保管しています。

遺言者の生存中は、秘密保持のため、その存在の有無も含め照会には応じません（遺言者に限り謄本の請求ができます。）。

また、遺言者の死亡後も、相続人等利害関係者に限って検索することができます。

### 2. 秘密証書遺言の検索

秘密証書遺言は、最寄りの公証人役場でその作成の有無を確認することができます。しかし、原本は公証人役場で保管されていないため、作成の事実は確認できても発見されないこともあります。なお、秘密証書遺言の年間の作成件数は100件程度しかありません。

### 3. 自筆証書遺言の検索

令和2年7月10日以降は、法務局で自筆証書遺言を保管してもらえる制度が開始されましたので、関係相続人等は遺言者の死亡後、法務局で自筆証書遺言の保管の有無の確認ができます。また、法務局で保管されていた場合には、あらかじめ遺言者が指定した1名に対して遺言書の保管の旨が通知されます。さらに、「遺言書保管事実証明書」(1通につき、800円)及び「遺言書情報証明書」(1通につき、1,400円)の交付を受けることができます。

法務局の公表資料によると、遺言書保管事実証明書の交付請求件数も増加傾向にあります。

#### ● 遺言書保管制度の利用状況

(単位：件)

	遺言書の手続		相続人等の手続		
	保管申請	閲覧請求	遺言書情報証明書の交付請求	遺言書の閲覧請求	遺言書保管事実証明書の交付請求
令和2年7月～12月	12,631 (12,576)	24	63	0	91
令和3年1月～12月	17,002 (16,954)	44	684	8	984
令和4年1月～12月	16,802 (16,766)	72	1,211	13	1,764
令和5年1月	1,273 (1,272)	4	147	1	176
令和5年2月	1,615 (1,613)	8	131	2	220
令和5年3月	1,845 (1,841)	15	156	1	251

※ カッコ内は保管件数

(出典：法務省民事局)

(文責：山本和義)